

松阪市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)についての パブリックコメント実施報告

- 市内在住：12人
- 市外在住：2人
- 団体：1団体

区分 計15件



- 40代：7人
- 50代：3人
- 60代：4人

年代



- 地域包括支援センターを中核とした取組み：3件
- 基本的施策1 健康づくりと介護予防の推進：13件
- 基本的施策2 高齢者が地域で暮らす体制づくり：5件
- 基本的施策3 認知症施策の充実：8件
- 基本的施策4 権利擁護の推進：0件
- 基本的施策5 在宅医療と介護の連携：4件
- 基本的施策6 安心して暮らせる地域づくり：4件
- 基本的施策7 介護を受けながら安心してできる暮らし：6件
- アンケート調査：7件

項目 計50件



意見概要	ご意見への対応
該当ページ:P.8	項目:第2章 2 地域包括支援センター別の状況
「地域包括支援センターでは地域で暮らす高齢者に対して、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えています。」と具体的に明記してはどうか？	ご意見を参考に修正させていただきます。
該当ページ:P.18	項目:第2章 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(設問⑤)
地域活動への参加でスポーツ・趣味多く、介護予防のためのグループ、老人クラブが少ないのはなぜか？	前回の調査では、選択肢の中に、「介護予防のグループ」がなく、どれだけの方が、「介護予防」を意識して地域活動に参加されているかを把握するために項目を増やしています。介護予防を意識していなくとも、外出機会や地域活動に参加されることはよいことだと考えます。
該当ページ:P.19	項目:第2章 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(設問⑦)
終末期の在宅希望について、分からないという結果が多いのは将来について自分がどう過ごしたいか。というビジョンが想像出来ていない方が多いのか？	明確な理由は把握できていませんが、自分の希望があっても家族等と合意ができず、望み通りの終末期が過ごせない場合があります。自分自身や家族の方が一に備えての治療や介護、相続や葬儀の内容などの自分の意思を書き記す大阪市版エンディングノート「もめんノート」を作成し令和2年9月から市民に配布を開始しました。家族等大切な人と将来自分がどう過ごしたいのか等の話し合いができることを目指していますので、ノートの活用について啓発していきます。
該当ページ:P.20 (設問⑧)	項目:第2章 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(設問⑧)(設問⑧、⑨)、(設問⑫)
地域包括支援センターの知名度においては、まだまだ周知されていないのが現状なのか？	地域包括支援センターの知名度についてですが、広報や回覧文書、行政チャンネルの利用、地域団体の行事や会合等に出向き周知しているなかで、年々相談件数は増加している状況です。高齢者の暮らしを支える重要な相談機関であり、これからも市民の身近な相談窓口として事業内容や連絡先等の情報発信に努めてまいります。
地域包括支援センター知名度がH29よりR2の方が減っているのはなぜか？	
該当ページ:P.23 (設問⑫)	
地域包括支援センター活動をどれも知らない方がほぼ半数なのは残念。	
該当ページ:P.29~P.30	項目:第2章 介護支援専門員調査
量的に不足しているサービスとして、「歯科衛生士による居宅療養管理指導」4.2%、ケアプランに組み入れにくいサービスとして「歯科衛生士による居宅療養管理指導」29.2%とあります。非常に残念です。必要な方にサービスが行き届いていない状態です。介護サービスの枠外であるにもかかわらず、なぜ組み入れにくいのでしょうか？	「居宅療養管理指導」がケアプランに組み入れにくいサービス29.2%は、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士を含めた数字です。必要な支援が提供されるよう関係多職種連携強化を促進していきます。
量的に不足していると感じるサービスとして「居宅療養管理指導(医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士)」4.2%ケアプランに組み入れにくいサービスとして「居宅療養管理指導(医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士)」29.2%とあります。非常に残念です。居宅療養管理指導はサービスの枠外であるので取り入れやすいと感じますが、なぜ組み入れにくいのでしょうか？	

意見概要	ご意見への対応
該当ページ:P.33	項目:第3章 介護予防教室
<p>数年、介護予防教室(口腔機能向上)に携わってきました。参加者の方にアンケートを取らせていただいた結果、個々のアセスメントを取ることで評価をし、向上に努める方がいいかと思えます。参加しにくい方も小規模な場をもうけることによって、行きやすく親しみやすい講座になり、向上されるのではないのでしょうか？</p>	<p>口腔ケアは介護予防の取り組みの重要な位置づけととらえていますので、より一層教室の周知に努め、一人でも多く参加していただけるように工夫をしていかなければならないと考えています。今後、健康診査や医療や介護のレセプトなどのデータを分析し、かかりつけ医と今以上に連携をしながら介護予防に取り組んでいきます。</p>
<p>一般介護予防事業参加者は、平成30年度に比べ令和元年度では、2,700名も少なくなっている。介護予防教室の開催回数や参加者をふやす計画が必要ではないでしょうか？</p>	<p>専門職と連携し、元気高齢者を増やすため介護予防教室の開催を増やしていきたいと考えています。介護予防に関わる多職種専門の先生には、効果的な指導方法、評価の仕方、教室の内容などご指導いただきながら、事業の計画をすすめていきたいと考えています。</p>
<p>P.14 令和7年以後、要支援が増加傾向となっています。 P.18 地域活動への参加 介護予防のためのグループに参加していないと答えた比率(87.1%)が一番高いとなっています。 P.33,34 介護予防教室 参加者が減少している。</p> <p>以上のページより 歯科衛生士会で介護予防事業(口腔機能向上)に取り組んでいます。高齢者の増加に伴い、介護度が重症化しないよう早い段階から介護予防啓発を積極的に行って欲しいと思えます。 介護予防に参加していない人の比率が高く、参加人数も減少しています。以前に比べ介護予防教室は、縮小傾向にあり参加する場が少ない結果かと思われれます。多くの市民の方が気楽に介護予防教室に参加して頂ける教室開催が必要かと思えます。長年にわたり、介護度が重症化しないためのフォローが必要になってくると思えます。松阪市の高齢者福祉が充実することを期待いたします。歯科衛生士の立場から市民の皆さんの健康づくりのお手伝いが出来ればと思っています。</p>	
<p>一般介護予防教室(口腔機能向上)について、リピーターの参加者が多く、実際に口腔について問題があったり、口腔機能低下の不安などを抱えてみえるかたは少ないのではと感じています。参加者を増やすための計画が必要かと思えます。</p>	
<p>一般介護予防教室(口腔機能向上)に関して、1回の参加で終了するのではなく、効果进行评估できるような事業を行っていく必要があると考えます。</p>	
<p>数年にわたり介護予防教室に参加していますが、なかなか口腔ケアの重要性が認知されていないように感じます。一教室10人程度では高齢者すべてに認知していただく事は難しいと考えます。コロナ禍ではありますが、コロナ以前でも人数が集まらないとお聞きしています。教室に参加する事のメリット等を広く伝えていく事も必要であると考えます。</p>	

意見概要	ご意見への対応
<p>該当ページ:P.33</p> <p>参加する高齢者は皆さん、お元気で、本当に介護予防が必要な方の参加が少ないように思います。訪問型の介護予防の取り組みはないのでしょうか？デイでの取り組みがなされていない現状があります。デイサービスでの口腔機能向上サービスに取り組みが少ない。</p>	<p>項目:第3章 介護予防教室</p> <p>松阪市では、「元気高齢者」を増やすという目標をめざし、すべての高齢者に元気づちから介護予防に取り組んでいただくことを重要と考えています。 現在、訪問型の介護予防はありませんが、まずは地域で口腔機能向上を目的とした介護予防教室等の開催を進めていきます。 デイサービスでの口腔機能向上サービスについては、事業所の人員基準の体制やケアプランに入れることが必要となりますので、事業所等と連携を図っていきます。</p>
<p>該当ページ:P.34、P.60</p> <p>介護予防いきいきサポーターの方々が増加され、今後も一層地域の介護予防活動に取り組んで頂くよう望みます。</p>	<p>項目:第3章、第5章 介護予防いきいきサポーター</p> <p>地域の住民主体型集いの場は、地域包括ケアシステムの中の重要な位置づけになっています。これらの集いの場を担っていただく、介護予防いきいきサポーターの役割も重要と考え、今後も継続して養成講座を開催し、人材発掘をしていきたいと考えています。</p>
<p>該当ページ:P.41</p> <p>数か所の施設を訪問していますが、口腔ケアの格差が著しいと感じています。口腔内に食渣が多量に残留したまま臥床している方を見ると、食堂からベッドに移動する前に義歯を外してうがいをしていただいただけなら、出来るのではないのでしょうか？職員研修が増えることを期待します。</p>	<p>項目:第3章 医療・介護関係者の研修</p> <p>医療、介護関係者の研修につきましては、医療と介護の専門職に対し、現場での実践に繋がることも目的の一つと考えています。今後も介護施設の職員への周知と、参加しやすい方法についても検討を重ね、口腔ケアについてのノウハウを学ぶ機会を増やしていきたいと思っております。</p>

意見概要	ご意見への対応
<p>該当ページ:P.43～P.44</p> <p>介護現場での慢性的な人材不足を痛感しています。人材不足が、介護力の低下、個々に応じた介護支援ができないことにつながります。私は潜在介護士へのウエルカム講習会も担当させて頂いた経験がありますが、講習会の参加にも興味を持つ受講者が集まらない現状でした。介護職はやりがいのある仕事であると広く市民にPRすると同時に、高等学校の進路指導の教員にも、介護職を進めて頂けるような取り組みが必要です。また介護現場にもITの導入で職員負担が少なくなるような働きかけがあればよいと思います。</p>	<p>項目:第3章 人材の育成と活用</p> <p>高齢者福祉の現場は、慢性的な人材不足の状況となっており、今後はその状況がさらに加速していくことが予測されています。高齢者福祉の人材確保につきましては、これまでも「松阪市介護サービス事業者等連絡協議会」と連携して実施をさせていただきました。その中でも特に、協議会が実施される事業の周知や関係団体との連絡調整などについて協力をさせていただいております。新たにフリーペーパー等へ掲載したことにより、30代・40代の方の参加も増えました。今後も継続して事業を実施するとともに、よりたくさんの方が参加いただくことができるよう協議をさせていただきたいと考えています。また、有資格者においても福祉現場で就労していない方も多く、潜在専門職の再就職、介護就労未経験者の就労定着促進や、今後福祉分野への就職を検討している学生等に対する働きかけについては、福祉の仕事の楽しさを伝える等、様々なアプローチをすることで人材確保に努めていく必要があります。今後も継続して取り組むことができるよう協議会をはじめとした各関係団体へ働きかけを行いたいと考えています。</p> <p>現在介護現場に就労している従事者の負担を軽減するための補助金の情報提供を行っていきます。</p>
<p>該当ページ:P.46 25行目</p> <p>1つ目の■内、「加えて養成講座修了者を」→「加えて、養成講座修了者を他市に先駆けて設けて安心見守り隊の登録へとつなげるために、認知症当事者への寄り添い方を具体的に見える化するなどの方策を検討するなどの方針を検討する必要があります」と登録への工夫を明記してはどうか？</p>	<p>項目:第3章 認知症を正しく理解し寄り添えるまちづくり</p> <p>ご意見を参考に修正させていただきます。</p>
<p>該当ページ:P.47</p> <p>在宅医療と介護の連携において、口腔ケアステーションの活動の際、まだまだ周知が足りないのかと残念に思った。もっとケアの必要な方で困っている市民の方がいるのではないか？</p>	<p>項目:第3章 医療と介護の連携推進</p> <p>松阪地域独自の「医療と介護の連携ハンドブック」を作成するにあたり、口腔ケアステーションに記事を依頼し、相談窓口の紹介として掲載しています。在宅医療と介護の連携のために活用をしていただくためのハンドブックであり関係機関の皆様に活用していただけるような内容として随時更新してまいります。今後も関係者への周知に努めてまいります。</p>

意見概要	ご意見への対応
<p>該当ページ:P.47</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅は整備を支援しつつ、整備や入居状況の把握に努める必要があります。市内にも多くのサービス付き高齢者向け住宅がありますが、施設によって、介護レベルが著しい差がある。感染予防に関しても、職員教育、外部からの訪問受け入れ(例えば、訪問歯科診療や訪問口腔ケアの受け入れ)にかなりの差がある。「松阪市介護サービス事業者等連絡協議会」を通し、人材育成や質の高い介護を目指して頂きたい。</p>	<p>項目:第3章 高齢者の住まいの確保</p> <p>有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの基盤整備につきましては、事業者と連携を図っています。松阪市介護保険課が事務局の「松阪市介護サービス事業者等連絡協議会」は、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するため、会員相互の連携、調整等を行うことにより、利用者本位のサービスの提供及びサービスの質の向上、利用者の尊厳の保持と自立を支援し、地域の福祉に寄与することを目的とした活動をしています。今年度も、介護職員等を対象としたウェブ研修会(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染予防のために～感染症の基礎知識正しい手洗いの方法の実践～)を実施予定です。今後も継続して介護サービスを提供する職員としてのキャリア形成に資するよう「松阪市介護サービス事業者等連絡協議会」との連携協力により介護職員等を対象とする研修会や勉強会などの開催に努めるとともに、協議会未加入事業所への新規加入を進めていく予定です。</p>
<p>該当ページ:P.53</p> <p>図「地域包括支援センターと相談機関とのネットワーク～横断的などりくみ～」内の「権利擁護の「商工政策課(消費者プラザ)」の名称が「商工政策課(松阪市消費生活センター)」へ名称変更している。</p>	<p>項目:第4章 地域包括支援センターと各種相談機関</p> <p>「商工政策課(松阪市消費生活センター)」に修正させていただきます。</p>
<p>該当ページ:P.54</p> <p>地域包括支援センターに常勤の管理栄養士を5年後に各々1人配置をしてほしい。管理栄養士は、看護師と共に高齢者を訪問して、栄養指導と日常生活の指導を行うようにならないか？</p>	<p>項目:第4章 地域包括支援センター</p> <p>地域包括支援センターでは、保健師や看護師等専門職が高齢者の健康管理と介護予防の目的で、教室や家庭訪問による指導を行っています。また、地域の介護予防教室においては、管理栄養士が講師となり、高齢者に必要な食事指導や調理実習の指導を行っています。今後は、医療データや介護データを分析し管理栄養士等医療専門職の指導を取り入れる、高齢者の保健事業と介護予防の一体化の取り組みを検討してまいります。</p>

意見概要	ご意見への対応
該当ページ:P.59	項目:第5章 介護予防教室 イ)口腔機能向上教室
サロン等の集いの場を地域に任せる方向にあるが、介護予防体操、口腔ケア、栄養等の指導には専門職による訪問を定期的にしてもらえるような仕組みにしてほしい。	松阪市は地域の住民主体型の集いの場の創出・支援を行っています。集いの場は健康づくりや介護予防のための重要な社会資源となっており、今後も専門職と連携し、指導・支援を充実させていきます。
平成27年以前の介護予防教室は、事前アセスメント、口腔衛生管理、口腔機能管理、口腔機能低下症、レクリエーション、事後アセスメントという流れで、教室終了後には、口腔機能が向上した実感があった。教室回数が減少した現在、1回きりの教室では介護サービスの需要に貢献できかねている。最近では、歯科受診につながったケースを把握できていない。今後、高齢者保健福祉計画として、どのように改善されていくのでしょうか？	介護予防教室の開催方法についてですが、平成27年度以降はすべての高齢者を対象に、地域の身近な場所で介護予防に取り組む人を増やすことを目的に実施しています。口腔機能向上の教室の改善については、ご指摘の通り、一人一人の習慣化が特に重要な要素であり、地域の教室でいかに効果的に開催するかの課題があります。今後は、一人一人の口腔に向き合った方法で、効果を評価しながらの指導ができるよう、歯科衛生士会の指導のもと、地域包括支援センターの介護予防担当者とともに教室の企画を充実していきたいと思っております。また、今後は医療データや介護データを分析したうえでの高齢者の保健事業と介護予防の一体化の取り組みについても検討をすすめていきますので、歯科衛生士、管理栄養士等の医療専門職の方々のご指導をいただき、個別訪問や集いの場への積極的関与により支援の充実を図ってまいります。
アルツハイマー型認知症では口腔内細菌の関与が言われています。口腔内の清掃は様々な生活習慣病の予防だけでなく、認知症予防にも有効らしいので、口腔内の清潔を強く、多方面にアピールできる文言にしてほしい。	認知症だけでなく介護予防全般に、口腔ケアが有効であると認識しており、介護予防教室の中でも口腔機能向上を図れるようにとりいれております。松阪地域医療と介護の連携ハンドブックの中でも、口腔ケアステーションに相談機関の紹介をしていただき掲載しています。認知症予防の教室内でも今後も口腔についても取り入れていくように努めます。
介護予防の推進 ①介護予防教室 イ)口腔機能向上教室 今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今までに例のない教室の延期や中止などが多くありました。それはやむを得ない状況であり、市民の皆様の身体が何より大切であるうえでの結果でありました。 実施の際は、しっかりと感染予防対策に努め、ご参加者様にも制限のある上でのご協力をお願い致しました。今後の事業実施の際における感染予防対策や、教室の講話内容に必要な口腔機能訓練レクや体操など、口腔を使うことが主となる為、慎重に対応を検討し、事業を進めていく事が重要であると思っております。	ご意見のとおり教室等開催時には、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し口腔機能向上の事業を進めていきます。

意見概要	ご意見への対応
該当ページ:P.59	項目:第5章 介護予防教室 ウ)栄養改善教室
<p>こどものころからの正しい食習慣をつけることが大切。3歳児から食育の実施、健康センターはるで実施している幼児食教室を充実させることにより、生活習慣病予備軍となる子どもを減らせるのではないか？</p>	<p>松阪市健康づくり計画をもとに、幼児食教室などの事業を展開しています。継続的に健康づくりをしていくことで、介護予防につながると考え、今後も健康づくり課と連携して事業をすすめていきます。</p>
該当ページ:P62~P.63	項目:第5章 支え合いの地域づくりの推進
<p>高齢者の見守り機能について、お一人暮らしの方が増えてきている。普段の交流であったり、何気ない声かけが安心に結びつくと思う。サロンに参加することで町内の多数の方と知り合いになれ、話し相手や、相談でき元気になれる。日ごろからの地域の見守りと温かい声かけが大切である。 声掛け運動や相談事連絡先などを設けるなど人付き合いの苦手な方でもイザという時のお助け方法や受け入れ場所があるとよい。</p>	<p>「地域で生活する力」と「支援する人やサービスをつなぐ」生活支援コーディネーターが各包括支援センターに一人ずつ配属されています。生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を推進していくことを目的としており、集いの場へ出向いて支援を行っています。今後、地域の集いの場を紹介する機関紙の配布や取材を通して地域へ出向く機会を増やしていきます。 お元気応援ポイント事業は、高齢者の外出機会を増やし地域の方との交流を通じて元気を保っていただけるようにポイントを日用品等と交換し、社会参加活動が継続していけるように、健康グッズの無料貸し出しも行っています。また、包括支援センターや市による出前型の教室や高齢者ボランティアポイント制度でも支援しています。現在ある集いの場を大切にしながら、また新たな集いの場を増やし、支え合いの地域づくりの推進を図り、高齢者の見守り機能の向上につながるよう努めていきます。</p>
<p>一番気にかかるのは一人暮らしのお年寄り。民生委員・児童委員の関わりだけでは限度があり、近くに気軽に行ける場所があることは大切で、つながりができれば、誰かのことを気遣うことができる。どうすれば足を運んでもらえるかが課題。</p>	
<p>住民のサロンへの参加により町全体の「高齢者に対する見守り機能」等一応の成果は果たしているが今後は「お元気応援ポイント事業」等の行政との連携をもっと密にしてほしい。</p>	

意見概要	ご意見への対応
<p>該当ページ:P.64</p> <p>高齢者ドライバーの問題は、昨今よく取り上げられているが17ページのグラフを見るとむしろ増えており、バスの活用者は変わらないという事は交通手段の問題は十分に整備されていないのではないかと感じられる。それは21ページの「交通手段が無く、買物や通院が困難なこと」の割合がやや増えていることから感じられる。37ページには「中山間地域を中心に公共交通の利用者数は減少傾向にあります。一方で、移動手段に対するニーズは多様化しています。」と分析されている。しかし、64ページの移送サービス等の方針の中に8次計画にあった「地域主体の移送サービス事業」が無くなっているため、できるかどうかはわからないが、計画として目指していくことでニーズの多様化に対応できると思うがどうか？</p>	<p>項目:第5章 移送サービス等</p> <p>地域主体の移送サービス事業については、P65 ④移送サービス等 ウ)外出支援と移動販売のところで記載させていただいております。地域住民の任意団体やNPOなどによる多様な主体による移動支援の取り組みが発足するよう市としても支援していきます。全国的にもまだまだ例も少なく、発足には様々な課題があると感じておりますので、先行自治体の取り組みを学ばせていただき、市民とともに継続的に実施できる移動支援の活動が発足するように機運を促進し市内の関係課との連携により進めていきたいと考えております。</p>
<p>該当ページ:P.64</p> <p>福祉有償運送事業について要支援者を対象にしている事業所が少ない現状がある。要支援者には報酬が適応されないためサービスの受け入れを敬遠していることもあろうかと思えます。そこで、要支援者も免許返納等で移動困難になっている現状をふまえ、総合事業の訪問Dの導入を希望します。報道でも高齢者の交通事故が問題視され、松阪市の交通事故の件数も問題になっていることと、公共交通機関の乏しい当市で安心して暮らしが実現できると思う。そのためには保険料が500円か1000円程度の上昇が致し方ないのでは？</p>	<p>項目:第5章 移送サービス等 ア)福祉有償運送事業</p> <p>福祉有償運送事業については、サービス提供機関の協力により実施しておりますが、需要に対して十分であるとは言えないことと、要支援者を対象とした提供機関が少ないという課題がございます。ご意見のとおり、総合事業の訪問型サービスDは、地域で交通弱者といわれる高齢者等のために、地域住民の任意団体やNPOなどが移動支援に取り組む地域活動に対して市で一部助成をし支援するものです。市内ではご存じのように漕代、虹ヶ丘、松尾地区などの住民自治協議会等住民の力で買い物支援やタクシーのオンデマンド利用等の取り組みを開始している地区もありますが、訪問Dの形態ではありません。全国的にもまだまだ例が少なく、発足には様々な課題があると感じておりますので、先行自治体の取り組みを学ばせていただき、市民とともに継続的に実施できる移動支援の活動が発足するように機運を促進し市内の関係課との連携により進めていきたいと考えております。</p>
<p>該当ページ:P.67</p> <p>現在は様々な団体が多様な認知症カフェを開催しており、介護家族等にとって自分の状況にあったカフェを選ぶ選択肢が増えて利用しやすくなっている。しかし、認知症予防のため、今後のためという地域住民や認知症の理解を深めたいという専門職の方にとっては利用しやすいが、実際に介護している家族は認知症本人や介護を受け入れている方々が多いと思う。不安や戸惑いの大きい介護初心者の家族にとっては、認知症介護家族教室が知識を得、最初の出会いの場所となると思われ、その後に認知症カフェで他の介護者とも共有や家族としての思いや希望が話せるようになる。そのために、認知症介護家族教室と認知症カフェの連携や情報発信が不可欠で、介護者にとって介護を前向きにとらえ、必要な情報が得られる身近な場所になるように一層の充実を希望。</p>	<p>項目:第5章 ③認知症カフェ・サロンなど地域の取り組みの充実 ⑤本人及び家族支援の充実</p> <p>今後も認知症の方が増えていくと推察されており、本人や家族の方の思いを聞き支援を充実させていきたいと考えています。今後は認知症介護家族教室でいろいろな認知症カフェを紹介、カフェ同士の交流を行い、介護家族の支援ができるように事業の充実や周知にも努めていきます。</p>

意見概要	ご意見への対応
該当ページ:P.67	項目:第5章 ④企業との連携
「協定を結んだ企業等では社員が認知症サポーターとなり正しい認識を持って地域貢献をおこなっています。」に加えて「おかえりSOSネットワークまつさかの見守りメールの配信登録や行方不明者の発見など地域貢献を行っています」等、認知症サポーター受講を受けての具体的な活動を明記してはどうか？	ご意見を参考に修正させていただきます。
該当ページ:P.67	項目:第5章 ⑥おかえりSOSネットワークまつさかの充実
認知症の人の尊厳が傷つけないように「徘徊」ではなく「行方不明」などの言葉に替えてはどうか？	ご意見を参考に修正させていただきます。
該当ページ:P.67	項目:第5章 ⑦認知症高齢者等個人賠償責任保険事業
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業は良いことだと思うが、施設入所者には対応していないという話を聞いた。アンケートで認知症の方の入所できる施設の整備への希望が高いので、施設の利用者も加入することができれば入所できる施設が増えるのではないか？	原則、自宅で生活されている認知症高齢者等を対象としていますが、介護保険法上特定施設となっていない住宅型の老人ホーム等に入所されている方については、加入対象として認めています。今後、そういった条件面についてもより一層周知を進めていきます。
該当ページ:P.68、P.85	項目:第5章 ⑧徘徊高齢者家族支援サービス事業 ③徘徊高齢者家族支援サービス事業
「徘徊高齢者家族支援サービス事業」の名称について、「徘徊SOSネットワークまつさか」も「おかえりSOSネットワークまつさか」へ名称を変更したため、「徘徊高齢者家族支援サービス事業」も名称を変更してはどうか？	要綱で名称を定めているため今回は変更できていませんが、今後名称変更をしていきたいと考えています。
該当ページ:P.68	項目:第5章 ①認知症ハンドブック(ケアパス)の活用の推進
①認知症ハンドブック(ケアパス)の活用の推進で、「内容を更新しながら多くの介護福祉、医療関係者や」→「内容を更新しながら多くの介護、福祉、医療関係者や」と介護と福祉の間に「、」を入れた方がいいのではないか？	「内容を更新しながら多くの介護、福祉、医療関係者や」に修正させていただきます。

意見概要	ご意見への対応
<p>該当ページ:P.69</p> <p>介護従事者の虐待の被害者の多くが認知症患者であることから認知症の人の介護はストレスを抱えやすく、環境や待遇を見直すと共に、認知症の理解を深め、個人にあった対応力を身につける場が必要。多忙を極める介護の現場で研修に費やす時間や費用の負担は大きいと思われるだけ支援を希望。認知症状の知識や対応の技術だけでなく家族にとって大切な一員であるという認識を深めていただきたい。実際の様々な場面研修で介護者従事者の自信と働く意欲、充実感につながるのではないかと。施設と通所サービス両方で安心して本人をまかせられることが家族支援の一つの形であると思う。</p>	<p>項目:第5章 ⑦医療・介護関係者の認知症対応力向上研修</p> <p>三重県の「みえ高齢者元気・かがやきプラン」にも、認知症対応力向上の促進と認知症施策推進大綱が記載されています。地域で認知症の方をサポートできる人を養成したり、本人の意思をくみ取り活かした支援のための対応力向上研修、図書館に認知症コーナーを設置し、啓発に努めることなどが盛り込まれています。また、介護に関わる方に対して、認知症介護基礎研修を受講できるような措置が義務付けられることになりました。今後、三重県と連携しながら研修の情報発信を行い、認知症対応力向上研修の周知に努めていきます。また、介護施設からの依頼に対応し、認知症対応力向上や虐待防止に地域包括支援センターと連携し協力に努めていきます。</p>
<p>該当ページ:P.73</p> <p>入院の際に身元引受人がいないと入院できないケースがある。一時的な入院の為、身元保証の加盟などの費用負担が大きいと、一時的に身元引受人を契約する際の補助などの制度があると良いと思う。</p>	<p>項目:第5章 医療と介護の連携</p> <p>国から「身元保証人等がいなくとものみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」の通知のとおり、入院時に身元引受人等がいなくとも入院を拒否する正当な理由には該当しないとされているが、実態として、身元引受人等がいなくとも必要な医療等が受けられない事例があることは把握しております。今後、身元引受人がいなくとも誰もが安心して必要な医療を受けられるよう、市として身元引受人が得られない場合の対応策を検討していきます。</p>
<p>該当ページ:P.75</p> <p>①養護老人ホーム 「松阪市には2施設(100床)整備されている。」とあるが、有料老人ホームへの入居は高価であり、私は5年毎に1施設ずつ増設し、20年度には4施設増にして計6施設(300床)にすることが望ましい。</p>	<p>項目:第5章 ①養護老人ホーム</p> <p>三重県により県下には養護老人ホームが21施設整備されており、近隣自治体でも津市に2か所、伊勢市に2か所の施設がございます。状況に応じてこれらの施設へも措置入所を行うこともできることから、介護予防、医療、生活支援、住まい、介護サービスなどの地域資源を有効に活用しながら、高齢者の生活を支えることで現在の施設数で対応していく予定です。</p>
<p>該当ページ:P.75</p> <p>③軽費老人ホーム 「松阪市には7施設(280床)整備されており、現状数で対応していきます」とあるが、私は健康保険料75才以上2割負担への変更、年金の減少などの理由により5年毎に1施設増設して、20年後には4施設増にして計11施設(440床)にすることが望ましい。</p>	<p>項目:第5章 ③軽費老人ホーム</p> <p>三重県により県下には軽費老人ホームが36施設整備されており、近隣自治体では津市に8か所の施設がございます。これらの施設へも入所していただくこともできることから、介護予防、医療、生活支援、住まい、介護サービスなどの地域資源を有効に活用しながら、高齢者の生活を支えることで現在の施設数で対応していく予定です。</p>

意見概要	ご意見への対応
<p>該当ページ:P.76</p> <p>大地震がいつ起きても不思議ではないといわれている今、認知症の家族を抱えての避難に不安を感じています。避難所で困惑される方も多いと予測される中、本人の混乱が大きく、いつもより症状が強くなったら…。周りの人々に迷惑をかけることになったら…。知らない人に心無い言葉を投げつけられたら…。避難所での共同生活は、たとえ1日でも家族介護としての負担は大きいものです。私と同じような思いから、避難を躊躇する家族は決して少なくないはず。そういった認知症の人や、心身に障がいを持っている人が利用しやすい福祉避難所の存在は知っています。しかし、市内に何か所あるのか、どのような状態の時にどのような手順で利用できるのか、詳細は何も知りません。今後いかなる時も在宅介護を安心して続けていけるよう、福祉避難所のきめ細やかな情報提供とさらなる充実拡大を切に望みます。</p>	<p>項目:第5章 ②災害や感染症等への備えの充実</p> <p>要介護者や障がい者が災害時に避難を行う福祉避難所の整備については、現在28法人53施設と福祉避難所の協定を締結しており、今後も事前協定に協力いただけるよう施設等と協議をしていく予定です。 市地域防災計画では、発災後は指定避難所にて配慮が必要な方は、個室等の福祉避難スペースにて避難されることを想定しています。その中でスクリーニングを行い、福祉避難所への避難が必要かを判断し、福祉避難所の開設後、移動いただく形となります。</p>
<p>該当ページ:P.81</p> <p>地域密着型通所介護について、通所介護と地域密着型通所介護の違いは何か？地域密着型通所介護事業所は、地域の方たちとの「運営推進会議」を行いサービスを行っていますが、それだけで地域と密着しているのかという疑問があります。地域包括ケアといわれ数年。市内において地域に密着して運営している地域密着型通所介護事業所は稀であると思われます。地域密着型通所事業所は、ただ報酬単価が通常型より高めに設定されているのを踏まえ、事業を通じてまちづくりに参加していただきたい。例えば住民協議会の取り組みに事業所から参加するとか、事業所で夏祭り地域の自治会の盆踊りを一緒に行う等地域と共に行う活動を最低年1回は行うようにするのを義務付けるというのはいかがでしょうか。地域に開かれた事業所作りと言いながら、実際地域から孤立している事業所が散見しているため提案させていただきます。</p>	<p>項目:第5章 ②地域密着型サービスの給付 ケ)地域密着型通所介護</p> <p>通所介護サービスと地域密着型通所介護サービスは、ともに入浴介助、食事の提供、機能訓練をはじめ、その他日常生活上の介助等を通じ、心身の機能の維持並びに利用者家族の負担軽減を図ることなどを目的としたサービスです。 サービスの目的は同じですが、相違点としては、地域密着型通所介護サービスは小規模な事業所で、利用定員が18人以下であること及び利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員、地域密着型通所介護について知見を有するもの等により構成される協議会(以下、「運営推進会議」という。)をおおむね6か月に1回以上開催して、活動状況を報告し利用者及び家族並びに地域の代表者からの要望、助言等を聴く機会を通じて、サービスの質の向上に努めています。 ご提案いただいているサービス事業所と地域との連携を奨励することは、利用者及び利用者家族等の地域社会との関わりを継続するために必要な視点であると考えています。 そのような視点を考慮したうえで、令和3年度介護報酬改定で、非常災害対策の訓練において、利用者と地域住民並びにサービス事業所が連携し、一体となって取り組むことを目的とした取り組みが条文化されました。 当市といたしましては、新しく追加された取り組みや地域との連携について、運営推進会議等へ参加させていただき、利用者及び利用者家族等の地域社会との関わりを継続するための支援をしていきます。</p>
<p>該当ページ:P.84</p> <p>在宅訪問口腔ケアに携わり、歯科衛生士は患者様の口腔を診ることだけでなく、患者様の気持ちやご家族の思い、生活背景などを考慮し、幅広い意味で支援していくことが出来る仕事だと感じています。歯科衛生士の実施する訪問口腔ケアを必要としている市民の方がまだいらっしゃるのではないのでしょうか？</p>	<p>項目:第5章 ①本人及び家族支援の充実</p> <p>ご意見のとおり、歯科衛生士による訪問口腔ケアは、家族介護者に寄り添える貴重な機会の一つになると考えますので、活動が広がっていくよう市民への訪問口腔ケアの周知に努めます。</p>

意見概要	ご意見への対応
<p>該当ページ:P.84</p> <p>在宅介護を推進するうえで、精神的・身体的な負担軽減をするために「レスパイトケア」という文言がないように思います。レスパイト利用の対策はできないのでしょうか？</p>	<p>項目:第5章 ①本人及び家族支援の充実</p> <p>P84の家族介護者への支援に記載しています。また、P77～P81の適切な介護サービス提供の居宅サービスや地域密着型サービスを利用することで介護者の精神的・身体的な負担軽減に繋がるものと考えています。ショートステイの充足状況等について介護支援専門員等から情報把握し、取り組みを推進していきます。</p>
<p>該当ページ:P.85</p> <p>松阪市の紙おむつ支給事業について、現状は紙パンツか紙おむつの選択でそれぞれのサイズのみです。一定の介護度になるとパッドの支給されますがパンツもオムツも同じパッドで選択肢はありません。認知症の人がオムツを使用する事情は様々であることから、他市町のようにおむつ券といった選択肢があるとよいと思う。松阪市の特徴として本人と介護者の見守りを兼ねた、家庭への直接配達ということがありますが、家族の生活形態によっては配達希望ばかりではないと思う。認知症の人ができる限り自分の足で歩きトイレで排泄したいという思いに寄り添った事業であってほしい。</p>	<p>項目:第5章 ⑤寝たきり高齢者等紙オムツ給付事業(再掲)</p> <p>当市の紙オムツ支給事業は、在宅で常にオムツを必要とする要介護認定を受けている人を対象に介護家族の経済的負担等を軽減する目的として実施しています。方法として、地区薬剤師会に委託し、ご家庭へ直接配達によりご本人の状態確認や介護者の見守りを兼ねた内容としています。ご意見にありますように、認知症の人が自分の足で歩きトイレで排泄したいという思いに寄り添うことの大切さを教えていただき大変勉強になりました。在宅福祉サービスとして介護の見守りを行いつつ、紙オムツやパッドの選択が可能かどうか、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>該当ページ:P.86</p> <p>介護現場での慢性的な人材不足を痛感しています。介護士が不足しているのなら、歯科衛生士を雇用する施設が増えることを望みます。</p>	<p>項目:第5章 ①保健福祉の人材と確保</p> <p>口腔衛生の専門家として介護職との連携が推進されるよう次期計画の中で進めていきます。</p>

意見概要	ご意見への対応
該当ページ:P.105(P.41)	項目:第8章 《医療》
<p>《医療》在宅医療と介護の連携の具体的な内容の中で、突然「令和5年度の在宅看取り率を25%を目指します」と出てくるが、P.41 4《医療》在宅医療と介護の連携の中に現状の記載が明記されておらず、P.47に在宅看取り率を上昇するための課題が何かの明記がされていないのが気になります。</p>	<p>第7期において《医療》在宅医療と介護の連携における、施策の目標を「松阪地域在宅医療・介護連携拠点」を設置し医療と介護の関係者を中心に8項目に取り組み在宅看取り率の向上」としました。引き続き、第8期も目指すべき目標としています。</p> <p>P41に、「地域包括ケアシステムの構築のために、平成30年度に松阪地域在宅医療介護連携拠点を開設し、医療と介護の関係者が連携するための体制づくりに取り組みにより、在宅看取り率の向上に努めています。在宅看取り率、平成29年度22.2%、平成30年度20.8%」と記載いたします。</p> <p>また、P47の第8期に向けた課題については、最期まで地域で暮らし続けたいと考える市民が多い中、医療的処置の必要な在宅療養者が増加していることから、そのような方々への在宅ケアを多職種で支援し、終末期の看取りについて市民の心構えの啓発や、多職種の支援の在り方について相互理解を進めていきたいと考えております。</p> <p>(P56、P73に内容を記載しています)</p>